

年金受給開始、70歳以降も選べるように

朝日新聞 2017年4月26日

公的年金の受給開始年齢を70歳より後にも選択でき、その分受給額を増やせる仕組みの導入を、自民党のプロジェクトチーム（PT、座長・片山さつき政調会長代理）が政府への提言案に盛り込むことが分かった。PTは超高齢化社会に備える政策を議論しており、元気で働ける高齢者に長く働いてもらうよう促す狙いだ。

年金の受給が始まる年齢は原則65歳だが、今の制度でも60～70歳までの間で選ぶことができる。早く受給すれば65歳で受給するのに比べて最大30%減額、遅いと最大42%増える仕組みで、今回の提言ではこの上限年齢を広げて70歳以降を選んでも受給額が増える制度の導入を求めた。

提言案では、会社員や公務員の「65歳まで完全現役」の推進も求めた。60歳で定年した後に比較的簡単な業務を担うため再雇用される今の仕組みではなく、「知識、経験を生かした新たな職域を創出」するために政府の支援を求めた。

PTはすでに70歳までを「ほぼ現役世代」として働ける社会にすべきだと提言する方針を決めている。こうした案は上部組織の「一億総活躍推進本部」が5月上旬にもまとめる提言に盛り込み、政府に実現を求める。

「退職年齢引き上げも検討」 スウェーデン副大臣に聞く年金財政安定 支え合いの境界

日本経済新聞 2017/4/26

スウェーデンのテレセ・アンダーソン社会保障担当副大臣は首都ストックホルムで日本経済新聞のインタビューに応じ、年金財政を安定させるため退職年齢の引き上げを検討していく考えを示した。与野党を超えた主要政党間の合意形成を重んじる姿勢も強調した。

——スウェーデンの社会保障政策の課題は。



インタビューに応じるアンダーソン副大臣

「毎日3時間半のペースで国民の平均寿命が伸びており、高齢化にどう対処していくかが大きな挑戦だ。高齢化は当然のことながら年金や医療、高齢者介護の制度のあり方に結びついてくる。2つ目がより幅広い層の就労参加だ。男女平等が大事であり、男女とも職

場でも家庭でも役割を果たせる環境づくりが欠かせない。就労は納税の源にもなる。就労者の疾病対策が3つ目の課題。女性が職場と子育てが重なり重労働を背負う場合があり、かつて低かった疾病率が近年上昇している」

——退職年齢を引き上げれば年金問題の解決にもつながります。

「質の高い年金制度を維持するのは簡単ではないが、非常に大事な課題。おそらく、長寿に対応するには長く働くしかないと思う。いま議論している。与野党を超えた主要政党の合意を経て社会保障の重要政策を決めるのがスウェーデンのやり方。本人が望みさえすれば企業で働ける年齢の上限を2002年に65歳から67歳に引き上げ、平均退職年齢は61歳から64歳になったが、まだ足りない。高学歴者の本格的な就労スタートが遅く、退職も早いというのも問題だと感じている」

——スウェーデンの消費税率は25%。国民は今の税・保険料の高さに満足していると思いますか。

「税負担のレベルに関しては様々な意見があるが、政権与党は満足している。全ての国民は幸せに暮らすチャンスを平等に与えられ、社会保障の助けを受ける可能性がある。サービスと現金給付の両面で十分な社会保障を提供するため、負担も高いレベルになっている。国民一人ひとりの収入に応じて負担を決めるフェアな仕組みだから、高負担でも納得が得られているはずだ」

——日本へのメッセージは。

「スウェーデン人からみて、社会保障を考える上で男女平等のあり方が非常に大事だと指摘したい。20世紀初めはスウェーデンで女性は社会進出していなかったが、100年がかりで変えてきた」(聞き手は上杉素直)

退職を機に訪れるもの

「退職後」の資産運用 つまづく3パターンとは？

Written by ZUU online 編集部 2017/04/25

筆者は現在、金融機関において資産運用や相続・不動産、事業承継等のコンサルティング業務に携わっているが、日頃必ずしも「本音」で情報提供できないこともある。別にタブーを犯すわけでも、殊更に暗部を晒したいわけでもないが、業界批判あるいは自己弁護とは異なる観点から、ここではセカンドライフからの資産運用について紹介していこう。

冒頭にて結論を述べると、セカンドライフ到来前の資産運用は特に有益であるが、実際に良くある「退職を機に始める投資行動」はその多くが無益である。

退職を機に訪れるもの

セカンドライフという言葉がよく使われる。主に現役で仕事をしてきた人たちが、退職を機に年金生活に入ることで、収支の変化による生活設計の大幅な見直しを迫られることから、退職前後を区分する意味で、退職後の人生が「セカンドライフ」と呼称されている。

このセカンドライフにおいては、フルタイムの仕事の中では取り組めなかった趣味や娯楽、家族サービスを実現できる一方、大きな障害が待ち構えてもいる。それは前述の年金生活に突入することによる「預金取り崩し生活」の到来のことだ。年収の減少は家計をひっ迫させ、ひいてはストック財産の取り崩しに帰結する。

この収支バランスの崩れに由来する「預金取り崩し生活」を解消する有力な方法はただ一つ。それは、不足する収入を補うための手段を得ること、すなわち資産運用に他ならない。

「預金取り崩し生活」の虚実

このような話は、一度くらいは耳にしたことがあるだろう。

退職者であればなおさら、それこそ銀行窓口で、若い店頭職員から朗々と聞かされているかもしれない。事実、銀行の現場では「退職金やそれまで貯めたお金を運用しましょう」という退職後の資産運用の論拠の一つになっている。

感覚的な話として、現役世代の収入や退職後の年金収入は、年々減少しているように感じている人は多いのではないだろうか。

実態をつかむ手がかりとして、国税庁発表の平成 27 年分民間給与実態統計調査結果を引用する。統計によれば、平成 17 年度に平均 436 万円だった年収額が平成 27 年度には 420 万円と減少しており、単純計算ではあるが、10 年前に比べ年 16 万円が減少している。なお、直近 20 年間でのピークは平成 9 年の 467 円で、そこから比べると年 47 万円減少しており、月換算では毎月 4 万円程度が減少した計算となる。

上記は給与所得者に限定した統計だが、平成 27 年度の給与所得者数が 5,646 万人で、日本の 15 歳以上 64 歳未満の人口が約 7650 万人であることを踏まえると、傾向として大きく外れることはないだろう。その前提では、収入の減少＝預金取り崩し、というシナリオは信憑性の高いように思える。

一方で、実際に金融の現場において顧客の懐事情を見てみると、必ずしも「預金取り崩し生活」には陥ってはいない。むしろ高齢者層の中には、「退職直後よりも預金額が増えている」という逆転現象を起こしている人すら存在する。

顧客の家計実態は、各金融機関の「客質」によっても異なるため、金融業界の統一見解ということではないが、一方で、著者の現場感覚のみならず、統計上でも一定の裏付けが存在する話だ。

総務省統計の平成 27 年家計調査報告(貯蓄・負債編)によれば、2 人以上世帯における貯蓄額は、平成 17 年で平均 1692 万円であるところ、平成 27 年では 1805 万円となっており、単純計算で 113 万円も増加している。中央値と比較しても、同期間で 32 万円増加している。貯蓄額は年々減少していると、感覚的にとらえている人からすれば、これは意外な結果かもしれない。

この状況は何を意味するのだろうか。著者の推測も含まれるが、「収入が少ないのならば、節約してその収入に見合った生活をすればよい」と考え、行動する人の多いためだろう。

一般に、退職後に収入の減少する人は多く、結果的に年金支給開始までを無職・預金取り崩しで凌ぐ例もあるだろうが、現実には退職後に再雇用される人がそれ以上に多く、また、

最近では夫婦共働きも増えているため、必ずしも銀行窓口で語られるほどの悲惨な「預金取り崩し生活」は訪れてはいない。(勿論、「預金取り崩し生活」を避けるために、贅沢を抑え、節約生活をしていることの良し悪しについては、また別問題として存在しているが)

セカンドライフからの資産運用 3つのつまずき

最近では顧客の方から「退職を機に投資を始めたい」という相談を受けることが増えている。将来への不安が彼らを駆り立てていることは、話していて強く伝わってくる。それでも、以下の内容に当てはまる人に対しては、そのはやる気持ちを抑え、冷静になるよう促している。「退職金で運用したい」という人は特に、だ。

- (1)これまで投資をしたことがない
- (2)貯蓄に乏しく金融資産の大半が退職金である
- (3)そもそも退職後の家計が黒字か赤字か知らない

(1)と(2)については、相当割合で存在する顧客の例だ。両方を兼ねている人も大変多い。これ自体を悪いこととは言わないが、そもそも退職金がそれまでの勤労に対する慰労金的側面や老後の生活資金原資であることを考えると、少なくとも投資スタートを虎の子の退職金で挑むのは無理がある。それは、預金以外の運用商品は必ず大小のリスクが存在するためだ。

例えば安全資産の一つと言われる国債でさえ、一定期間の解約制限（損得以前に現金化できない）がある上、そもそも元本保証ではない。近年、投資家の裾野が広がっている株式、投資信託についても、銘柄や商品によってリスク・リターンは異なるが、運用成果が確約されない以上、「いつでも元本以上で解約できる」とは言えない。運用商品の種類にかかわらず、最終的に解約・換金に関するリスクが問題になるのだ。

つまり、(1)は、一般的に上記の知識や感覚が備わっていない点が問題であるし、(2)は、リスク資産比率の高さゆえに特に流動性リスクが問題となる。

市中銀行がよく提案する「退職金を全額資産運用する」という発想は、バブル崩壊前に年7%を超える定期預金が存在したころに定説化した話である。預金ではなく投資によって資産形成することを余儀なくされるゼロ金利状況下では前提が異なるのだから、バブル期の「諸先輩方のモデル」にならうのは不可能だ。

投資に相応しい資金とは生活に使わない余裕資金であるため、退職金が生活資金の原資であるならば、投資からは最も遠い資金となるだろう。

(3)については、これも実際に多くみられる例で、「家のことは母ちゃんに任せている」という発言を平気でする人に限って、思い切りよく退職金で資産運用を開始し、そして景気よく損失を出している。これは結局のところ、目的意識が希薄であることに由来している。

もしも、家計が預金取り崩しによる赤字状態である（もしくは想定される）のならば、少なくともどの程度資産が増えれば取り崩しが緩和するのか、等の目的があってしかるべきだ。そして、目的に合わせた金額範囲で資産運用するのであれば、必ずしも退職金全額で

それを成さなければいけない、という理屈にはならないだろう。また、仮に家計が黒字なのであれば、そもそも資産運用自体の意義をどこに求めるのか、という根本的な話になる。趣味的に資産運用するのであれば、それなりの金額に留めるべきだろう。

セカンドライフまでの資産運用

結局のところ、老後資金は老後を迎えるまでに用意しないと無理が出るということだ。教育費や住宅ローンなど資産形成の重しになる要素は多々あるが、それらを理由に資産運用を後回しにすると、老後に大きなツケが回ってくるのが現代日本の実情だ。

老後の生活基盤となる年金制度はあまりにも脆弱で、国に老後の生活をまかなってもらうことが不可能である以上、資産運用自体は避けられない。しかし、それはセカンドライフから資産運用する、ということとイコールではないのだ。

例示すると、「夏休みの宿題を夏休み最終日にこなすことに意味があるのか」という問いに対する答えに似ている。夏休みをじっくり使って少しずつ課題をこなせば無理も出ないところを、最終日にまとめてやろうとするから内容は荒くなるし、無理も出る。

資産運用も同様で、長期的な運用期間を持ってすれば、金額が少額だとしても、資産形成を図ることは無理なく可能なのに、老後を迎えてから慌てて資金を増やそうとするから、大金による極端に高いリスクでの投資を余儀なくされ、あげく大きな損失を被ることになるのだ。

例えば、毎月1万円の貯蓄を新社会人23歳以降、退職65歳まで継続したとするならば、無利子運用でも合計は504万円となる。積立ばかりが運用手段ではないが、セカンドライフからの資産運用で、同じ金額の運用益を上げようと試みるよりも、明らかに実現性の高いことが分かるはずだ。もしも、現役のビジネスパーソンで、未だ資産運用を始めていないという人がいるならば、始めるならば将来ではなく、今だ。

「貯蓄から投資へ」という言葉は、多くの意味と矛盾をはらんだ言葉であるが、少なくとも、退職金の過半を用いてセカンドライフから投資を始める、ということでは決してない。その意味で、セカンドライフ到来前の資産運用は特に有益であるが、実際に良くある「退職を機に始める投資行動」はその多くが無益である、と言えるだろう。(企業FP 柴田直人)

社会保障のお金は、誰が払っているの？

税金・保険料を充てる

読売新聞 2017年4月25日

Q 年金や医療、介護にかかるお金は、どこから出ているの？

A そうした社会保障にかかるお金は主に、みんなが払っている「税金」と、大人になったら払う「保険料」から出しているよ。だいたい税金が4に対して、保険料が6の割合だ。みんなでお金を出し合って、病気や高齢など色々な事情を抱えた人たちの暮らしを支えているんだね。

税金は、働いている人や利益を出した会社などが払う所得税や法人税、みんなが買い物

をした時に払っている消費税が代表的だ。

年金の保険料は、20歳から59歳の人が払う。医療や介護の保険料は、高齢者も払っているよ。会社員の場合、医療や年金などの保険料は、本人だけじゃなく会社も負担しているんだ。

Q 社会保障の費用が増えて大変だって、聞いたけど。

A そうなんだ。この25年間で2・5倍に増えて、2014年度は約112兆円。その半分が年金、3割が医療、1割が介護に使われた。費用が膨らんでいるのは、年金を受け取り、医療や介護が必要なことも多い高齢者が増えているからだ。さらに、25年度には約150兆円に達するのでは、とされているよ。

Q そんなに払えるのかしら？

A 費用が増えるのと反対に、主にお金を払う若い世代は少子化で減っている。税金や保険料だけで払いきれず、国が借金をして補っているんだけど、その額は増えている。

今年度の国の予算を家計に例えてみよう。年収（税収）は577万円だけど、親の介護など（社会保障費）にかかる324万円に生活費などを合わせた支出は974万円。足りない分のうち、343万円は借金（新規国債発行）をする。毎年借りていて、今年度末には借金残高が8650万円になってしまいそうだ。

保険料や税金を上げるのも限界があるし、借金が増えるのも不安だよ。誰がどのくらいお金を負担し、何に使うのか。個人の損得勘定ではなく、日本の未来のために、世代を超えて話し合っていると良いね。（田中ひろみ）

年金質問箱

Q 若い頃に12年加入 いつからも らえる＝回答者・年金問題研究会代表 秋津和人

毎日新聞 2017年4月24日

71歳で1人暮らしの男性です。若い頃に12年ほど会社勤めをして独立したため年金の加入歴はこれだけです。その後、事業に失敗して妻子とも別れたため、今もアルバイトをしています。60歳前に確認したところ、私は年金をもらえないと言われ、今も無年金です。ところが先日、年金請求書という黄色の封筒が届きました。「短縮」と右上に赤字で書かれていますが、もらえるみたいです。いつから、いくらぐらいもらえるのでしょうか。

A 公的年金をもらうには、最低限加入しなければならない年数（受給資格期間）があります。現在は25年ですが、法改正で本年8月からは10年でよくなります。

対象となる期間は「厚生年金加入期間（共済年金含む）、国民年金だけの加入期間」の合計です。合計期間が受給資格期間を満たしていれば年金をもらうことができます。なお、国民年金保険料の未納期間は対象外です。ただし、保険料の免除を受けた期間（年金額には一部反映）とカラ期間（年金額には反映されない）は対象となります。

年金請求書は通常、60歳以降の受給開始年齢の3カ月前に送られてきますが、請求は誕生日前日以降でないとできません。しかし、10年に短縮されることで無年金だった人が受給資格を満たして受給開始年齢に達している場合には、生年月日の早い人から順次、黄色い封筒の年金請求書が送付されています。

受給権が発生するのは改正法が施行される8月1日ですが、黄色い封筒の年金請求書は

すぐに出しても受け付けてもらえます。ただし、年金は9月分から対象になり8月以前の過去の分はもらえません。初回の支給日は10月です。

質問者の場合、受給開始年齢は60歳ですが、本年8月以前の約11年分は支給されません。本年10月に9月分が支給され、以降は偶数月15日に前2カ月分が支給されるようになります。年金額は厚生年金加入歴の12年分ですが、年額50万円程度と思われます。正確には年金事務所へ行けば試算してくれます。

なお、10年に満たない人でもカラ期間などで10年になる場合があります。カラ期間はさまざまな種類があるので素人では判断が難しく、一度、年金事務所で確認されることをお勧めします。